

公 示

平成29年3月17日に開催された理事会において、次の会員について会則第26条第1項の処分が決定されましたので、会則施行規則第33条第6項により公示します。

被処分者 加藤 方祥 会員（札幌支部）

処分年月日 平成29年6月20日

処分内容 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）
（北海道行政書士会会則第26条第1項第3号）

処分理由 被処分者が、受任した次の2件の業務に関し、いずれも受託業務を完遂することなく、また、依頼者から預かった印鑑や関係書類等を返還しないまま連絡が不通になっていることに加え、綱紀委員会による調査への対応要請に理由なく応じなかったことは、行政書士法第10条違反、また、北海道行政書士会会則第24条及び同会則施行規則第108条違反にあたるため。

- (1) 依頼者の配偶者の死去に伴い、(ア)遺言の執行、(イ)家屋の売却手続、(ウ)税金の確定申告手続、(エ)年金手続、(オ)電話解約手続きを依頼したが、(ア)及び(イ)の業務は履行したものの、他の業務については未履行
- (2) 依頼者は、(ア)会社設立手続き、(イ)法人税の申告手続、(ウ)社会保険手続を依頼したが、(ア)の業務は履行したものの、他の業務については未履行